



台志市

農業委員会だより

第19号

平成27年9月24日発行

■発行／編集 台志市農業委員会 〒861-1195 台志市竹迫 2140 番地 TEL096-248-1487



今回の表紙

今回の表紙は、昨年度、第55回熊本県農業コンクール大会にて、新人王部門で秀賞を受賞された、就農10年目を迎える三山容弘さん（本村）です。容弘さんは、以前は、建築関係のお仕事をされていましたが、退職後、実家の農業を手伝ううちに、農業という職業の素晴らしさに気づき、就農を決意されました。父親の剛さんとともにいいものをたくさん作りたいとのこだわりを持って、3代目として、スイカを作っておられます。

将来は法人化し、栽培法などのマニュアル化をはかり、経営規模を大きくしていきたいと今後の展望を語っていただきました。



たよりの主な内容（P 2～）

- ・農業委員会法等の改正・農業者年金・農業者年金Q & A・農地の転用・農地パトロール
- ・農業委員活動報告・農作業標準賃金・農業委員会実績報告

農業者年金のご案内

老後生活の備えに農業者年金に加入しましょう

農業者が加入している国民年金の額は、40年加入で1人で月額6万6千円、夫婦で13万2千円、年額で158万円です。老後の家計は、夫婦2人で月額23万円必要と言われていますが、国民年金では、月額10万円ほど不足する試算になります。

農業者年金の加入要件

- ① 国民年金の第1号被保険者の人。
- ② 年間60日以上農業に従事している人。
- ③ 60歳未満の人。

通常保険料は月2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定し、納付した保険料は全額社会保険料控除の対象となり節税が見込まれます。

終身年金で80歳までの保証付きで、仮に80歳になる前に亡くなった場合、80歳までに受け取るはずであった年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

また、認定農業者など一定の条件を満たせば保険料の国庫補助を受けることができます。

(単位：月額2万円)

区分	政策支援加入条件	国庫補助金	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合には10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

農業委員会法等の改正について

平成27年度において、農業委員会等に関する法律及び農地法の改正法案が公布される予定です。公布された場合、改正法の施行日は平成28年4月1日です。

農業委員会の組織・選出基準の見直しなどが行なわれます。

これまでは主に選挙により各地区から選出されていましたが、改正後は市町村長が農業者等に委員候補者の募集等（推薦を含む）を求め、議会の同意を受け任命するように改正されます。定数についても、現行の半数程度となります。

また、農地利用最適化推進委員として、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者に対し、候補者の推薦を求め、また募集を行ない、農業委員会が委嘱します。これは農業委員と兼務することはできません。

合志市の場合、現在の農業委員の任期が平成28年2月26日ですので、任期の延長がなされ、平成28年3月31日までとなり、改正法が適用されるのは平成28年4月1日からとなります。

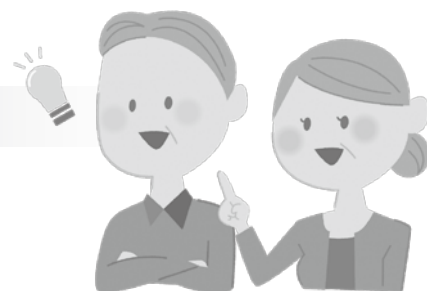
この改正法に伴い、農業委員の選挙は行なわれませんので、選挙人名簿搭載申請書は今年度より送付いたしません。

農業者年金Q&A

Q：積立方式は、なぜ安全なのですか。

A：平成13年までの農業者年金の財政方式は、賦課方式であり、年金給付に必要な費用を「その時々^①の現役世代」の保険料で賄う方式でした。現行の財政方式は、積立方式に改正されました。この方式は、将来の年金給付に必要な原資は、予め、加入者「自ら」が積み立てておく方式なので、その時々^②の加入者数等に左右されません。

このようなことから、積立方式の新制度は、長期的に安定した制度です。



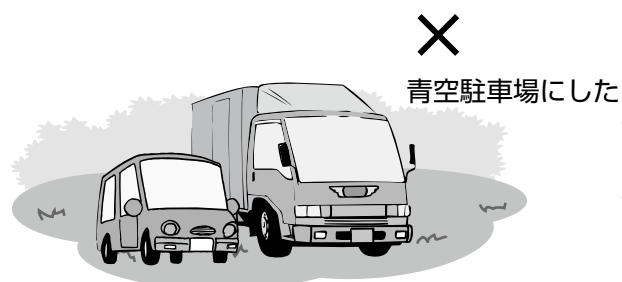
農地の転用には許可が必要です

農地を農地以外の用地として利用する場合は、農地法の許可が必要となります。

農地に家や倉庫を建てたり、駐車場や資材置き場として利用したりする場合、事前に許可を受けなければなりません。ただし、農地の状況（優良農地など）によっては許可ができない場合がありますので、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

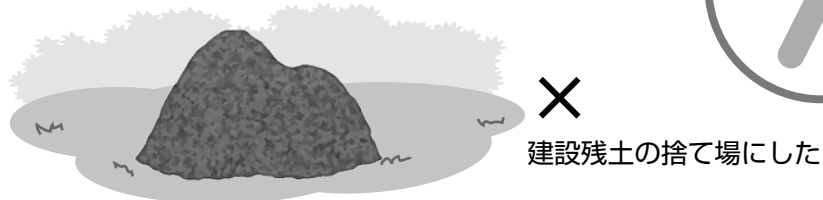
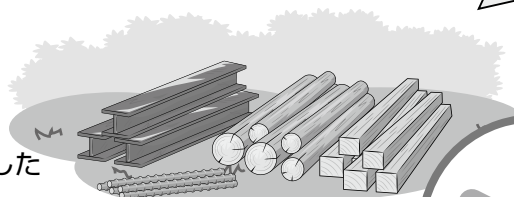
・・・ 無断転用には厳しい罰則 ・・・

許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、県より工事の中止や原状回復などの命令が出されることがあります。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人にあっては1億円以下の罰金）という厳しい罰則の適用もありますので、十分注意してください。



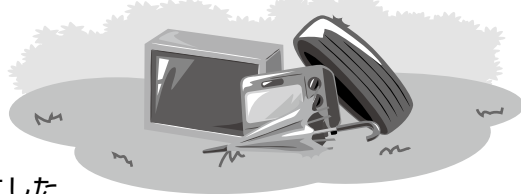
×

資材置き場にした



×

産業廃棄物の捨て場にした



農地の転用には
許可が必要です



農地を耕作しないでいると・・・

農業委員会が農地の利用状況調査を行ない、遊休農地の所有者に対する指導・勧告を行ないます。



→自ら耕作ができない場合は「地域の担い手に貸す」「作業委託する」などの対応をしましょう。

農地パトロールを実施しています

9月上旬、市内全域の農地パトロールを実施しました。農地が荒れていませんか？一度荒れた農地を復元するのは大変です。病虫害などの発生原因にもなり、近隣農地に迷惑をかけることになります。こまめに管理し遊休農地の発生を防ぎましょう。

荒れた農地を貸したい人、荒れた農地を借りて耕作したい人（農地法の許可要件あり）は農業委員会へご相談ください。

農業委員活動報告

耕作放棄地対策として、地主さんの協力を得て、農業委員が合志市内2箇所の農地にひまわりを植えました。5月に耕運・種まきをし、7月たくさんのひまわりが咲きました。下校途中の中学生がひまわりを愛でる姿も見られました。

また、咲いたひまわりの一部は市内公共施設等に贈呈しました。



満開のひまわり畑



荒木市長（中央）を訪問し、ひまわりを贈呈

平成27年度農作業標準賃金(円/10a)

委託作業 作物別	耕 起	育 苗	代かき	田植え	収 穫	運 搬
米	4,000	8,800 ※種子代別	9,000	5,500	12,000	1,000
麦	秋田	6,000	—	—	8,000	600
	その他	4,000				
大豆	4,000	—	—	—	6,000	600

平成26年度農業委員会実績報告

農地法第3条申請（所有権移転32件・賃借権設定14件・使用貸借権設定3件）

農地法第4条申請（転用申請7件・届出2件）

農地法第5条申請（転用申請所有権移転19件・賃借権設定3件・使用貸借権設定11件）
（届出所有権移転23件・賃借権設定4件・使用貸借権設定1件）

農地のあっせん 6件

農業経営基盤促進農地利用集積（利用権設定161件・所有権移転15件）

※書類提出の締め切り日 毎月10日

今後の主な行事予定

11月…農業者年金加入推進活動月間

次回の農業委員会だよりは平成28年3月に発行予定です。

農地に関するこまりごとは、地元の農業委員にご相談下さい。